

平成 18 年 10 月 16 日

特許庁秘書課長
稲垣 史則 殿

東京理科大学総合科学技術経営研究科
研究科長 石田正泰

大阪工業大学知的財産専門職大学院知的財産研究科
研究科長 石井 正

弁理士試験免除に関する要望書

私ども知的財産専門職大学院は、知的財産実務に資する高度知的財産人材を輩出すべく、日々大学院教育に尽力しているところでございます。

私ども専門職大学院における履修科目は、弁理士法第 10 条に規定されている筆記試験（短答試験及び論文試験）または口頭試験の科目である特許、実用新案、意匠及び商標（工業所有権）に関する法令、工業所有権に関する条約、弁理士の業務を行うのに必要な法令（著作権法、不正競争防止法）の全てを網羅しており、その履修内容は弁理士試験における試験範囲と相当程度に重なるところであります。

これら知的財産専門職大学院の課程を修了した者については、弁理士法第 9 条に規定されている、弁理士になろうとする者に求められる学識とその応用力の一定範囲に関して、すでにその資質を有しているものとする次第であります。

弁理士試験のあり方につきましては、かねて改正の検討が重ねられているところと承知しております。同時に、弁理士増員に向けた取り組みは、国家戦略の一環としても重要な課題に位置づけられるものと思料いたします。そのためのひとつの方向性として、知的財産専門職大学院修了者に対する弁理士試験の免除について下記のとおりご要望申し上げます。

記

1. 専門職大学院のカリキュラムを整備し、弁理士試験の短答式試験科目に対応した科目を設置いたします。この科目を必須科目とすることを前提として、かかるカリキュラムを履修し修了した者に対して、弁理士試験の短答式試験の免除をお願い致します。
2. 免除認定は、制度導入から最低 2 年を経過した時点から開始し、かかるカリキュラムを履修した修了者が出た以降としていただきたく存じます。
3. 短答式試験免除者の論文式試験合格率は継続的にモニターし、合格率が低い場合は免除認定が取り消されるものであることを念頭に置きたいと存じます。

以上